まつまえ移住生活体験事業募集要項

１　目　的

　　この事業は、松前町への移住等に関心のある方に対し、町内において生活体験できる場を提供することで、移住者と交流人口の増加を図ることを目的とする。

２　実施主体

　　この事業の実施主体は、松前町とする。

３　対　象

　　次のいずれも満たす方とする。

1. 松前町に移住や二地域居住などを検討されている方
2. アンケート調査及びパンフレット等への写真掲載に協力いただける方
3. 体験期間中の移動手段が確保でき、携帯電話などの常時連絡可能な通信手段を所有している方

４　募集期間

　　平成３０年１２月３日（月）から募集を開始します。

　　※結果は逐次ご連絡します。

５　滞在期間

　　７日以上１年以内とする。

　　※事業実施期間は、２０１９年（平成３１年）４月１日から２０２０年３月３１日まで

６　申込方法及び体験者決定方法

　　申込用紙をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、メール、FAX、

郵送にてご提出下さい。

なお、滞在期間に複数のお申込があった場合は、抽選で決定します。

７　決定通知

　　電話等で決定した旨、ご連絡します。（１月下旬を予定しています。）

決定後に送付する「まつまえ移住生活体験事業」利用に関する覚書を締結することに

なりますので、記名、押印のうえご返送願います。

８　移住住宅

1. 名　称　　清部地区移住生活体験住宅
2. 住　所　　松前郡松前町字清部４９８番地２
3. 構　造　　補強コンクリートブロック造２階建（１棟２戸）
4. 面　積　　６９．５６㎡
5. 間取り　　２LDK
6. 賃貸料（家賃）　日額 １，９００円（税込）

月額 ５７，０００円（税込）

　　　　　　　　　　（光熱水費含む。）

　7) 清掃料　　滞在期間に応じて、清掃料が１回のみ発生します。

最初の賃貸料（家賃）と一緒に請求されます。

・１か月未満　　　　　　　３，０００円（税込）

・１か月以上２か月未満　　５，０００円（税込）

・２か月以上　　　　　　１０，０００円（税込）

９　問い合わせ、申込先

　　〒049-1592

　　北海道松前郡松前町字福山２４８番地１

　　　松前町役場　政策財政課

　　　TEL:0139-42-2275　　FAX:0139-46-2048

　　　E-mail: info＠town.matsumae.hokkaido.jp

10　その他

1. 住宅には、生活家電、家具、初期類のほか、日常生活に最低限必要と思われるものを備えておりますが、日常消耗品（洗面具や衛生用品など）は備えておりませんので、各自でご用意下さい。
2. 駐車場有り。（１台分）
3. 寝具類は備えておりませんので、各自でご用意下さい。

（町内で、布団レンタルは可能です。）

1. Wi‐Fiを完備しています。パソコン等は各自でご用意下さい。
2. 住宅の利用に関する基本的な規則等は、快適な生活をするためにも大事なことなので、遵守していただきます。
3. ペットは同伴できません。
4. この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。